

事 務 連 絡

令和元年10月23日

各都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）

災害救助法における住宅の応急修理について

今年度発生した災害においては、各地で水害や風害等が相次ぎ、甚大な被害が発生し、相当数の住宅が応急修理の対象となることが想定される。

このため、災害救助法の応急修理制度を拡充し、恒久的制度として一部損壊の住宅のうち、日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた住宅については支援の対象とすることとしたところである。

これを踏まえ、住宅の応急修理の円滑な実施を図るため、災害救助事務取扱要領（令和元年10月）に記載している内容を別記の取扱いと改めたので周知する。

貴職におかれては御了知されるとともに、管内市町村に対し周知を図られるようお願いしたい。

新

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

(略)

9 被災した住宅の応急修理

(3) 対象者

ウ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（別紙様式2）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

旧

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

(略)

9 被災した住宅の応急修理

(3) 対象者

ウ 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。